

## 第 72 条例、規則関係

### 1 足立区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 10 日

条 例 第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、足立区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 足立区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつてあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。
  - (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員
  - (2) 区議会議員
  - (3) 都知事及び区長の部内の職員
  - (4) 警視庁及び消防庁の職員
  - (5) 陸上自衛隊第 1 師団の隊員
  - (6) 区の教育委員会の教育長及び職員
  - (7) 区の議会事務局の職員
  - (8) 消防団長
  - (9) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関又は同条第 6 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (11) 区内に居住する者（前各号に掲げる者を除く。）
- 6 前項の委員の総数は 70 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は 2 年とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第 5 項第 9 号に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

附 則(平成12年3月31日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日条例第23号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月16日条例第8号)

この条例は、交付の日から施行する。

付 則(平成20年6月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年12月25日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 足立区災害対策本部条例

昭和38年7月10日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、足立区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年6月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 足立区災害対策本部条例施行規則

昭和52年8月1日規則第30号

足立区災害対策本部条例施行規則を公布する。

足立区災害対策本部条例施行規則

東京都足立区災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都足立区規則第3号）の全部を次のように改正する。

（本部長室の所掌事務）

**第1条** 本部長室は、次の事項について足立区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- （1） 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- （2） 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- （3） 避難の指示に関すること。
- （4） 災害救助に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

**第2条** 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- （2） 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- （3） 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- （4） 災害対策本部副本部員（以下「副本部員」という。）

（本部長）

**第3条** 本部長は、区長があたる。

（副本部長）

**第4条** 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 足立区災害対策本部条例（昭和38年足立区条例第11号）第3条第2項の規定による職務の代理は、次の順序により行う。

- （1） 副区長である副本部長
- （2） 教育長である副本部長

（本部員）

**第5条** 本部員は、部長の職にある者、建築室長、会計管理室長及び区議会事務局長をもって充てる。

(副本部員)

**第6条** 副本部員は、次の各号に掲げる職にある者及び本部長又は本部員が必要と認める者をもって充てる。

- (1) 政策経営部政策経営課長
- (2) 政策経営部財政課長
- (3) 政策経営部報道広報課長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 総務部秘書課長
- (6) 総務部人事課長
- (7) 危機管理部危機管理課長
- (8) 危機管理部災害対策課長
- (9) 危機管理部防災戦略課長
- (10) 資産活用部資産管理課長
- (11) 施設営繕部中部地区建設課長
- (12) 施設営繕部庁舎管理課長
- (13) 区民部課税課長
- (14) 地域のちから推進部地域調整課長
- (15) 産業経済部産業政策課長
- (16) 福祉部福祉管理課長
- (17) 衛生部衛生管理課長
- (18) 環境部環境政策課長
- (19) 都市建設部都市建設課長
- (20) 都市建設部建築室長付建築審査課長
- (21) 教育指導部教育政策課長
- (22) 学校運営部学校支援課長
- (23) 子ども家庭部子ども政策課長

(部の分掌事務等)

**第7条** 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

#### 政策経営部

- 1 災害復旧・復興計画に関すること。
- 2 災害対策の予算に関すること。
- 3 災害の広報に関すること。
- 4 被災者の救護相談の統括に関すること。
- 5 報道機関との連絡に関すること。
- 6 電子計算機器の復旧に関すること。

#### 総務部及び資産活用部

- 1 職員の非常時配備体制に関すること。
- 2 救護食糧及び救援物資の調達及び配分計画に関すること。
- 3 応急対策用物資、車両、舟艇等の調達に関すること。
- 4 職員の動員数の把握に関すること。
- 5 職員の給食に関すること。
- 6 一般ボランティアの受入・支援に関すること。
- 7 職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。
- 8 災害視察団の応接に関すること。

#### 危機管理部

- 1 災害対策本部の運営に関すること。
- 2 災害情報の収集、伝達及び統轄に関すること。
- 3 防災会議の開催に関すること。
- 4 防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること。

#### 施設営繕部

- 1 災害対策本部施設（本庁舎）の復旧に関すること。
- 2 区施設の災害応急復旧に関すること。
- 3 区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

#### 区民部

- 1 救護物資及び義援品の受領に関すること。
- 2 救護物資、飲料水及び義援品並びに避難者の輸送に関すること。
- 3 死体埋火葬許可書の発行に関すること。

#### 地域のちから推進部

- 1 区内の被害状況の情報収集及び調査に関すること。
- 2 避難行動要支援者の対応に関すること。
- 3 地域のちから推進部施設利用者の救護応急対策に関すること。
- 4 遺体の収容及び埋葬に関すること。
- 5 文化財の保護に関すること。
- 6 義援金の受領並びに見舞金の支給及び配布に関すること。
- 7 り災証明のための調査及びり災証明の発行に関すること。
- 8 各種民間団体との連絡調整に関すること。
- 9 がれき処理の申請受付に関すること。
- 10 応急給水に関すること。

#### 産業経済部

- 1 区内企業（団体）との連絡調整に関すること。
- 2 中小企業者の災害時特別融資に係る事務に関すること。
- 3 食品団体との連絡調整に関すること。

#### 福祉部

- 1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、統括に関すること。
- 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- 4 生活保護者等の実態調査に関すること。
- 5 避難行動要支援者の対応に関すること。
- 6 福祉部施設利用者の救護応急対策に関すること。
- 7 応急給水に関すること。

#### 衛生部

- 1 医療部の管理、運営及び統括に関すること。
- 2 医療機関との連絡調整に関すること。
- 3 医薬品の調達に関すること。
- 4 被災地の消毒及び薬剤散布に関すること。
- 5 医療救護所等の設置及び管理に関すること。
- 6 災害地における食品販売等の衛生監視に関すること。

- 7 乳幼児救護及び助産に関する事。
- 8 感染症予防に関する事。
- 9 衛生検査に関する事。
- 10 医療相談所の設置及び管理に関する事。

#### 環境部

- 1 ごみ処理に関する事。
- 2 し尿処理に関する事。
- 3 がれき処理に関する事。

#### 都市建設部

- 1 水防本部に関する事。
- 2 水防情報の総括と指令の伝達に関する事。
- 3 水防機関との連絡に関する事。
- 4 土木施設等の応急対策計画及び復旧計画に関する事。
- 5 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関する事。
- 6 水防時における区内の状況調査に関する事。
- 7 震災時における土木施設の被害情報の収集に関する事。
- 8 道路啓開に関する事。
- 9 救出部の管理、運営及び統括に関する事。
- 10 被災家屋からの救出及び遺体の捜索、搬送に関する事。
- 11 応急給水に関する事。
- 12 建築物応急危険度判定に関する事。
- 13 被災住宅の応急処理及び一時住宅のあっ旋に関する事。
- 14 応急仮設住宅の建設に関する事。
- 15 応急仮設住宅の入居に関する事。
- 16 災害復旧・復興計画に関する事。

#### 出納部

- 1 災害対策に必要な物品及び現金の出納に関する事。

#### 教育指導部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立学校の救護応急対策に関する事。

- 3 応急教育に関する事。
- 4 学校所属職員の応援体制に関する事。
- 5 避難所の運営に関する事。
- 6 教育相談に関する事。

#### 学校運営部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立学校の救護応急対策に関する事。
- 3 学校所属職員の応援体制に関する事。
- 4 被災児童生徒の学用品の給与に関する事。
- 5 避難所の運営に関する事。
- 6 教育相談に関する事。

#### 子ども家庭部

- 1 区立認定こども園及び区立保育園の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立認定こども園及び区立保育園の救護応急対策に関する事。
- 3 保育相談に関する事。

#### 議会部

- 1 区議会との連絡調整に関する事。
- 2 部に副部長を置くことができる。
- 3 部に隊を置き隊に隊長を置く。この場合においては、隊に副隊長を置くことができる。
- 4 部及び隊の編成並びに隊の隊長及び副隊長は、次条第1項に規定する計画で定めるものとする。
- 5 部に属する隊の分担業務は、部長が定める。
- 6 部及び隊に属すべき本部の職員は、部、隊に対応する通常の行政組織に所属する職員とする。

(部計画の作成)

**第8条** 部長は、部の分掌事務について、予め業務計画及び動員計画を作成し、災害時における活動態勢を確立しておかなければならない。

- 2 部長は、前項により作成した計画の内容及び前条第5項により決定した隊の分担業務を、総務部長に通知するものとする。計画又は分担業務を変更した場合も同様とする。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成12年3月31日規則第34号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**付 則** (平成13年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成14年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成15年3月31日規則第49号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**付 則** (平成16年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成17年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成19年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年7月13日から施行する。

**付 則** (平成20年4月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成21年4月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成22年3月31日規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**付 則** (平成24年3月30日規則第40号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則** (平成25年6月3日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成28年 3 月31日規則第69号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 5 月19日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年 6 月13日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月31日規則第38号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 8 月31日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月28日規則第18号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 4 足立区災害対策条例

平成13年12月25日条例第60号

足立区災害対策条例を公布する。

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則

- 第1節 目的等(第1条—第3条)
- 第2節 区長の責務(第4条—第11条)
- 第3節 区民の責務(第12条・第13条)
- 第4節 事業者の責務(第14条・第15条)

#### 第2章 予防対策

- 第1節 災害に関する研究、公表等(第16条)
- 第2節 災害に強いまちづくりの推進(第17条)
- 第3節 建築物等の安全の確保(第18条—第22条)
- 第4節 火災の防止等(第23条—第26条)
- 第5節 防災広報及び防災教育(第27条—第29条 )
- 第6節 防災組織(第30条—第32条)
- 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり(第33条・第34条)
- 第8節 ボランティアへの支援(第35条)
- 第9節 要配慮者への施策(第36条)
- 第10節 複合災害に対する施策(第37条)
- 第11節 防災訓練(第38条・第39条)
- 第12節 区民、事業者、ボランティア等の意見(第40条)

#### 第3章 応急対策

- 第1節 応急体制等の整備(第41条—第43条)
- 第2節 避難(第44条—第47条)
- 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第48条)
- 第4節 帰宅困難者対策(第49条・第50条)

#### 第4章 復興対策(第51条)

#### 第5章 委任(第52条)

#### 付則

足立区（以下「区」という。）は、その地域特性から大地震及び水害に際して甚大な被害の発生が想定される。そのような中、災害から少しでも多くの生命や財産を守り、「死者ゼロ」を目指すために、区が持つあらゆる資源を用いて災害に立ち向かうこととする。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、災害が、いつ、どこでも発生し得ることを常に念頭に置き、激甚化かつ複合化する近年の災害に即応できるよう備えておかねばならない。

自らのことを自ら守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」を基本とし、区民、事業者及び区が相互に連携、協力し支え合うことで、誰もが安心して暮らせる真に災害に強いまちの実現を目指すものとする。

## 第1章 総則

### 第1節 目的等

#### （目的）

第1条 この条例は、区における災害対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害から現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 前条の目的を実現するため、自らの生命を区民自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」の考え方を基に、区民、事業者及び区が、それぞれの責務と役割を果たしつつ、相互に補完し、つながり合うことで災害対策の充実及び強化に努めることを基本理念とする。

#### （定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防

ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。

- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 防災区民組織 災害から地域社会を守るため、町会・自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成する組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障がい者、児童、乳幼児、日本語の理解が困難な外国人、妊産婦その他の災害時において特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設で、一次避難所及び福祉（二次）避難所をいう。
- (8) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の関係機関、協定締結機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合に際して、通勤、通学、買い物等の目的で自宅から外出しており、駅周辺地域に滞留している者のうち、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。

## 第2節 区長の責務

(基本的責務)

第4条 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項に規定する目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)及び法第42条第1項の規定に基づき足立区防災会議が作成した足立区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の推進を図らなければならない。

3 区長は、前項の災害対策事業及び地域防災計画の推進に当たっては、国、都及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織との連携及び協力に努めるものとする。

4 区長は、災害発生後における区民生活の早期再建を図るため、あらかじめ業務を継続するための計画を策定し、この計画の実施に必要な人員の配置、物資の備蓄及び電力、燃料等の確保をするとともに、必要に応じてこの計画の検証に努めるものとする。

(協力要請)

第5条 区長は、災害対策事業の実施に当たり、必要と認めるときは、他の地方公共団体及び公共的団体等(以下「地方公共団体等」という。)に協力を要請しなければならない。

- 2 地方公共団体等の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。

(区民及び事業者への指導等)

第6条 区長は、災害対策事業の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアへの支援)

第7条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行なわなければならない。

(区民、事業者、ボランティア等への助成)

第8条 区長は、区民、事業者、ボランティア等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

(避難所の確保及び運営)

第9条 区長は、災害の発生に備え、平素から避難所の確保に努めるとともに、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能充実に努めなければならない。

- 2 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。
- 3 区長は、災害時において、避難所の衛生状態を良好に保つよう努めなければならない。
- 4 区長は、災害時において、避難所が区、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等との連携により運営できるよう、平素からその良好な関係の構築に努めなければならない。

(災害関連死の防止)

第10条 区長は、災害関連死(当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものをい

う。)の防止に努め、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、避難所への避難者のみならず、車中泊避難者、在宅避難者等に対し、それぞれの状況に応じた必要な支援に努めるものとする。

- 2 区長は、災害関連死を防ぐため、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、備蓄物資の供給のほか、温かい食事の提供、トイレ、風呂等の衛生施設の確保及び管理、就寝スペースの確保等により、生活環境の変化に伴う健康被害の抑制に努めるものとする。

#### (区職員の育成)

第11条 区長は、あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能及び知識を習得した区職員の育成に努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する目的を達成するため、足立区災害対策本部条例施行規則(昭和52年足立区規則第30号)第7条に定める分掌事務に応じた防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

### 第3節 区民の責務

#### (平素から区民がとるべき行動)

第12条 区民は、防災のため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集
- (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え
- (7) 3日分以上の飲料水、食糧、医薬品、携帯トイレ等の生活物資を備蓄し、これらを持ち出すための準備
- (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認

- 3 区民は、平素から地域における顔の見える関係づくりに努めるとともに、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力し、自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

(災害時に区民がとるべき行動)

- 第13条 区民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、様々な媒体を用いて情報を収集し、避難方法の判断に努めるものとする。
- 2 前項の場合において、区内に開設された避難所へ避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するように努めるものとする。ただし、避難指示その他の避難のための措置の指示等があったときは、その指示等に従って行動しなければならない。
- 3 区民は、災害時、地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力を努めるものとする。

#### 第4節 事業者の責務

(事業者の備え)

- 第14条 事業者は、事業所に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）の安全確保のため、平素から災害に備え、必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の3日分の飲料水、食糧、携帯トイレ等の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、あらかじめ事業を継続するための計画を策定し、必要に応じてその検証に努めるものとする。
- 4 学校等（大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。）の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の努め)

- 第15条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の拡大を防止するため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害による被害を最小限にとどめるため、平素から周辺住民に対する災害対策活動を実施する等、周辺住民との連携及び協力を努めなければならない。

## 第2章 予防対策

### 第1節 災害に関する研究、公表等

第16条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、国、都及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。

2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。

3 区長は、前項に規定するもののほか、地域防災計画その他災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

### 第2節 災害に強いまちづくりの推進

第17条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、国及び都と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。

2 区長は、国及び都と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

### 第3節 建築物等の安全の確保

#### (一般建築物の耐震性等の確保)

第18条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物その他区長が必要と認める建築物以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

#### (特殊建築物等の耐震性等の確保)

第19条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第20条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

- (1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎その他の区の施設
- (2) 震災時に被災者の一時受入施設となる学校その他の区の施設

(公共施設等の安全の確保)

第21条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに付随する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。

(落下物の防止)

第22条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

#### 第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第23条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する目的を達成するために、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

(出火防止及び初期消火)

第24条 区民は、火気を使用するに当たって、出火を防止するため常時これを監視し、出火に備えて消火器等の配備に努めるものとする。

- 2 区民は、地震等を感じた場合は、まずは身の安全を確保するとともに、火の元を確認し、出火した際には初期消火に努めなければならない。
- 3 区民は、通電火災等の電気に起因する出火を防止するため、避難等で自宅を離れる際は、ブレーカーを遮断する等して出火の防止に努めなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第25条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第26条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

#### 第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第27条 区長は、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 区長は、前項の防災に関する広報活動の実施に当たり、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

(あだち備蓄の日)

第28条 区、区民及び事業者の全てが、備蓄について考え、必要な備蓄の品目、量、期限等を見直すために、「あだち備蓄の日」を設ける。

2 「あだち備蓄の日」は、毎月19日とする。

(防災教育等)

第29条 区長は、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災区民組織及び第31条の施設の防災組織や地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。

2 区長は、前項の防災教育の実施に当たり、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

## 第6節 防災組織

### (防災区民組織)

第30条 区長は、防災区民組織を育成するため、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

### (施設の防災組織)

第31条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

### (防災リーダーの育成)

第32条 区長は、防災区民組織及び前条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー（災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

## 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第33条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク（区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者への必要な支援活動を一体的かつ効果的に行う仕組みをいう。）の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (マンションの災害対策)

第34条 マンションの居住者及びその管理組合は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、平素から非常時に利用できる共用階段及び避難経路を共有するとともに、救出、避難等に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

2 マンションの居住者及びその管理組合は、居住者相互及び地域住民と顔の見える関係づくりに努めるものとし、当該マンションにおける防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に関する活動を行うよう努めるものとする。

3 マンションの建築主等は、第1項の備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。

4 区長は、マンションの災害対策を推進するため、第2項の防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

## 第8節 ボランティアへの支援

第35条 区長は、ボランティアによる支援活動の円滑な実施を確保するため、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への意識を高めるための普及啓発及び育成に努めなければならない。

## 第9節 要配慮者への施策

第36条 区長は、要配慮者への施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区長、区民及び事業者は、要配慮者を含めた全ての住民が、災害時においても等しく安全に暮らせるよう努めなければならない。
- 3 区長、区民及び事業者は、災害時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、平素から要配慮者と意見等を交換し、支援の方法について必要な協力体制を構築するよう努めるものとする。

## 第10節 複合災害に対する施策

第37条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関と連携を図り、二次災害(地震に伴い発生する火災、帰宅困難者による集団転倒等をいう。)及び複合災害(地震、豪雨等の複数の災害が同時に、又は連続して発生することで被害が拡大し、災害対応の困難性が増す災害事象をいう。)による被害の拡大を防止するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 区民及び事業者は、居住地及び所在地における地震、水害等による被害想定を把握し、各々が災害による被害の予防に努めるとともに、平素から地域の避難体制、避難所等を確認し、災害時に対応できるよう日頃の準備に努めるものとする。

## 第11節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第38条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関、防災区民組織等と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

- 2 前項の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、規則で定める。

(防災組織の訓練)

第39条 防災区民組織及び第31条の施設の防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

第12節 区民、事業者、ボランティア等の意見

第40条 区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。

- 2 区長は、前項の規定により区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第41条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第42条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民、事業者、ボランティア等に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第43条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

## 第2節 避難

(広域的な避難場所の確保及び一時集合場所の指定)

第44条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。

2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。

(避難路の整備及び沿道の不燃化)

第45条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第46条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかななければならない。

(車両による避難の禁止)

第47条 区民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。

## 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第48条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、国及び都との調整に努めなければならない。

#### 第4節 帰宅困難者対策

(平素からの準備及び災害時の責務)

第49条 帰宅困難者となるおそれのある者は、平素から携帯食料、モバイルバッテリー等、災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めるとともに、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。

2 帰宅困難者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅困難者による混乱、事故の発生等を抑制するために、むやみに移動しないよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第50条 区長は、災害時、帰宅困難者の一斉帰宅による混乱、事故の発生等を防止するため、平素から近隣の区市町村、帰宅困難者対策を推進する団体等と連携を図り、帰宅困難者が円滑に帰宅するための支援方法を検証するとともに、一時滞在施設の確保に努めなければならない。

2 区長は、帰宅困難者の一斉帰宅及びむやみに移動することを抑制するために、帰宅困難者への情報提供、誘導その他の必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 復興対策

第51条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、国、都及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。

#### 第5章 委任

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

付 則 (令和7年10月21日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 足立区災害対策条例施行規則

平成14年4月1日規則第27号

足立区災害対策条例施行規則を公布する。

足立区災害対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区災害対策条例（平成13年足立区条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策事業)

第2条 条例第4条第2項に規定する災害対策事業とは、足立区基本計画における災害対策に関する各計画に基づく事業をいう。

(地域防災総合計画)

第3条 条例第17条第1項に規定する地域防災総合計画とは、防災まちづくり基本計画、地域防災計画及び防災コミュニティ計画を統合した計画をいう。

(重要建築物の種類)

第4条 条例第20条第1号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 区民事務所
- (2) 福祉事務所
- (3) 保健総合センター
- (4) 清掃事務所
- (5) 工事事務所
- (6) 備蓄倉庫
- (7) その他区長が指定する施設

2 条例第20条第2号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 地域防災計画で定める福祉避難所（第二次避難所）
- (2) 住区センター
- (3) 児童館
- (4) 老人館
- (5) 保育園
- (6) その他区長が指定する施設

(落下物の安全基準)

第5条 条例第22条に規定する防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めるところによる。

(防災訓練の範囲)

第6条 条例第38条第1項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 足立区（以下「区」という。）又は区内の消防機関の主催する防災訓練
- (2) 区内の自主防災組織が自主的に行う防災訓練で、区又は区内の消防機関に訓練計画書の届出があったもの
- (3) 前2号に準ずる方法により実施する防災訓練で、区内の町会、自治会等が参加するもの

(災害補償の実施)

第7条 区長は、条例第38条第2項の規定に基づき前条各号の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練に起因する事故（以下単に「事故」という。）により死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合（疾病を除く。）は、災害補償を受けべき者又は遺族（以下「被害者」という。）に対し、災害補償を支給する。

(災害補償の種類)

第8条 前条の規定により区長が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院療養補償
- (2) 通院療養補償
- (3) 休業補償
- (4) 後遺障害一時金
- (5) 死亡一時金

(災害補償の金額)

第9条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償の要件及び金額は、別表第1のとおりとする。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて支給する場合には、31万5,000円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第10条 後遺障害一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して1年6箇月以内において、別表第2に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に応じた等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の2つ以上に該当する場合の等級は、

重い後遺障害に対する等級による。

- 2 事故発生日から起算して1年6箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第2に定める後遺障害があるため区長が補償を行う必要があると認めるときは、1年6箇月を経過する日の前日に当該障害が固定したものとみなし、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「1年6箇月」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、当該規定の例により算出した金額から加重前の障害に対応する当該規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第11条 死亡一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故を原因として事故発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その遺族（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第8条の規定において「遺族補償年金」を「死亡一時金」と、「非常勤消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は700万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第12条 第6条各号に規定する防災訓練に参加するため、防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった者については、第9条から第11条までの規定を準用する。ただし、支給する金額は、当該規定により算出した金額の2分の1を限度として区長が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

- 第13条 正当な理由がなくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。
- 2 事故等（事故及び第12条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等の発生後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。
  - 3 区長は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第14条 第6条各号に規定する防災訓練において事故等が発生した場合には、当該訓練の主催者又は被害者は、事故等の発生日から7日以内に区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、災害補償の対象になると決定したときは、被害者に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第15条 災害補償を受けようとする者は、前条第2項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の補償区分に応じて当該各号の定めるところにより、区長に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- (1) 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。
- (2) 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
- (3) 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は事故等の発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

- 2 区長は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に通知しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第16条 条例第48条第2項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- (1) 救出及び救助活動
- (2) 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- (3) ボランティアの活動
- (4) 生活物資の集積及び輸送
- (5) 公営住宅等の建設
- (6) その他区長が必要と認める事項

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和7年10月21日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 災害補償の金額（第9条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
1 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	3,500円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が90日を超えるときは90日とする。
2 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に1週間以上通院したとき。	2,500円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して90日以内の通院に限る。
3 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	3,000円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後5時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が、90日を超えるときは90日とする。

備考 災害補償の要件で「1週間以上通院したとき」とは、実際の通院日数ではなく、治癒するまでの期間をいう。

別表第2 災害補償後遺障害等級表（第10条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第1級	700万円	1 両眼が失明したもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 3 両眼の視力が0.02以下になったもの 4 咀(そ)嚼(しゃく)及び言語の機能を廃したもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 7 両上肢(し)を腕関節以上で失ったもの 8 両上肢(し)の用を全廃したもの 9 両下肢(し)を足関節以上で失ったもの 10 両下肢(し)の用を全廃したもの
第2級	550万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 両眼の視力が0.06以下になったもの 3 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能を廃したもの 4 咀(そ)嚼(しゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7 両耳の聴力を全く失ったもの 8 1上肢(し)のひじ関節以上で失ったもの 9 1下肢(し)のひざ関節以上で失ったもの 10 両手の手指の全部を失ったもの 11 両手の手指の全部の用を廃したもの 12 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第3級	400万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 両眼の視力が0.1以下になったもの

		<p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 脊(せき)柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>9 1上肢(し)を腕関節以上で失ったもの</p> <p>10 1上肢(し)の用を全廃したもの</p> <p>11 1上肢(し)の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>12 1下肢(し)を足関節以上で失ったもの</p> <p>13 1下肢(し)の用を全廃したもの</p> <p>14 1下肢(し)の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>15 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの</p> <p>16 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第4級	300万円	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>3 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>7 脊(せき)柱に運動障害を残すもの</p> <p>8 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指を含み2の手指を失ったもの</p> <p>10 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>11 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの</p> <p>12 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>13 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>14 1上肢(し)に仮関節を残すもの</p> <p>15 1上肢(し)に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>16 1上肢(し)の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>17 1下肢(し)を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>18 1下肢(し)に仮関節を残すもの</p> <p>19 1下肢(し)に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>20 1下肢(し)の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>21 1足の足指の全部を失ったもの</p> <p>22 女子の外貌(ぼう)に著しい醜状を残すもの</p> <p>23 両側の辜(こう)丸を失ったもの</p> <p>24 脾(ひ)臓又は1側の腎(じん)臓を失ったもの</p>
第5級	200万円	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</p>

		<p>3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>9 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>10 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>11 14歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>12 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>14 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>15 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>16 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの</p> <p>17 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>18 1下肢(し)を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>19 1下肢(し)の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>20 1上肢(し)の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>22 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>23 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>24 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第6級	130万円	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>6 7歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>9 耳の耳殻(かく)の大部分を欠損したもの</p> <p>10 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>11 脊(せき)柱に奇形を残すもの</p> <p>12 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>13 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>14 1上肢(し)の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>15 1手の中指又は薬指を失ったもの</p> <p>16 1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>17 1手の中指又は薬指の用を廃したもの</p> <p>18 1下肢(し)の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>19 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p>

		<p>20 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>22 局部に頑(がん)固な神経症状を残すもの</p> <p>23 男子の外貌(ぼう)に著しい醜状を残すもの</p> <p>24 女子の外貌(ぼう)に醜状を残すもの</p>
第7級	70万円	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>6 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 上肢(し)の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>8 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>10 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>11 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>12 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>13 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>14 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>15 1下肢(し)を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>16 下肢(し)の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>17 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>18 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>19 1足の第3足指以下の1又は2足指の用を廃したもの</p> <p>20 局部に神経症状を残すもの</p> <p>21 男子の外貌(ぼう)に醜状を残すもの</p>

## 6 足立区緊急災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間、休日等の勤務時間外に足立区（以下「区」という。）に地震が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づき、足立区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されるまでの間、緊急に対応するため、区内又は区の近隣に住所を有し、短時間に参集することができる区職員（以下「参集職員」という。）をもって組織する足立区緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊対本部の設置)

第2条 緊対本部は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5強以上を観測した場合又は区が設置した震度計が5強以上を記録した場合に設置されるものとする。

(緊対本部の組織)

第3条 足立区緊急災害対策本部長（以下「緊対本部長」という。）は、副区長のうち危機管理部を担任する副区長を第一順位とし、当該副区長以外の副区長を第二順位として充てる。

2 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、次の順序により割り当てられた者が緊対本部長の職務を代理する。

- (1) 教育長（区外に住所を有する場合は除く。）
- (2) 危機管理部長
- (3) 危機管理部長経験者、危機管理室長経験者又は総合防災対策室長経験者
- (4) 災害対策課長経験者の部長級職員
- (5) 危機管理課長経験者の部長級職員
- (6) 区内に住所を有する部長級職員で、組織順の上位にあるもの

3 緊対本部員は、毎年度、名簿をもって通知することにより指定するものとし、翌年度の名簿が通知されるまでの間は、4月1日以降も前年度に通知した体制によるものとする。

4 次条に定める参集場所ごとに統括者1名及び統括者を補佐する副統括者を数名置く。

(参集場所)

第4条 参集場所は、次に掲げる者を除き、参集する職員の自宅近隣の区民事務所（ただし、千住区民事務所については千住庁舎（足立区千住仲町19番3号））とし、参集する区民事務所は、危機管理部長が指定する。

- (1) 緊対本部長、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員にあっては、防災センター（本庁舎南館7階）
- (2) 区民事務所長及び地域担当係長等指定職員にあっては、所属の区民事務所（管轄区域）

第5条 各参集場所の管轄区域は、おおむね別表のとおりとする。

(所掌事務)

第6条 各区民事務所(千住庁舎を含む。)に参集する職員は、次に掲げる事務に従事し、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員は、緊対本部長の指示を受け活動する。

- (1) 第4条に規定する参集場所への参集
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 被害状況の調査確認
- (4) 区防災無線の開局
- (5) 災害対策本部の設置準備
- (6) 緊急救助活動
- (7) 区が設置した学童保育室の安全確保
- (8) その他、緊対本部長が必要と認めて指示する事項

2 統括者及び副統括者のほか、参集場所の最も近くに居住する参集職員は、参集場所の鍵を所持し、第2条の規定により緊対本部が設置されるときには、遅滞なく参集する施設の開錠を行うものとする。

(緊対本部の解除等)

第7条 緊対本部は、次の場合に解除されるものとする。

- (1) 災害対策本部が設置され、緊対本部に属していた職員が災害対策本部の指揮下に入ることとなり、災害対策本部長の解除の指示があった場合
- (2) 災害等の状況により設置の必要がなくなり、緊対本部長の解除の指示があった場合

(指定除外)

第8条 次に掲げる者は、緊対本部から除くものとする。

- (1) 第3条第2項の規定により緊対本部長の職務代理者に割り当てられた者を除く副参事以上の職にある職員
- (2) 区民事務所長及び地域担当係長等指定職員
- (3) 病弱者、身体障害者、育児休業中、育児・介護中の者等で応急活動に従事することが困難な職員
- (4) 学校勤務職員
- (5) 報道広報課職員
- (6) 秘書課職員
- (7) 区議会事務局職員
- (8) 緊急車両稼働確保を担当する総務部総務課車両計画担当職員
- (9) 災害対策本部設置準備を担当する各部庶務担当課庶務係職員
- (10) 応急危険度判定員として第一次判定に従事する職員
- (11) 庁舎施設のシステム運用のため、本庁舎その他施設に参集する職員
- (12) 庁舎施設の機能保持のため、本庁舎に参集する職員
- (13) 医療機関との連絡調整のため、本庁舎に参集する衛生部職員
- (14) 危機管理体制のため、足立清掃事務所の作業及び機械運転に係る職員

(15) 危機管理体制のため、区の各施設に参集する職員

(16) 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）に基づき派遣されている職員

(参集態勢)

第9条 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5弱を観測した場合又は区が設置した震度計が5弱を記録した場合における職員の態勢は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 危機管理部の部長級及び課長級職員 防災センター（本庁舎南館7階）に参集すること。

(2) 情報収集・発信態勢職員（部長が指定する者その他災害対策本部長が必要とする者をいう。） 職場に参集すること。

(3) 前2号に規定する者以外の全職員 各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

2 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5強を観測した場合又は区が設置した震度計が5強を記録した場合における職員の態勢は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 災害対策本部長、副本部長、本部員及び副本部員（緊对本部長を除く。） 災害対策本部室（本庁舎中央館8階）に参集すること。

(2) 第一次非常配備態勢職員 職場に参集すること。

(3) 前2号に規定する者以外の全職員 各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

3 全職員は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が6弱以上を観測した場合又は区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合は、非常配備態勢の指令を待たず、あらゆる手段を利用して職場に参集することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない平常時における訓練等については、必要に応じ区長の指示により実施するものとする。

2 毎年度4月1日現在の参集場所職員名簿を災害対策課において作成し、該当職員、所属長及び区民事務所長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（21足総災発第141号 平成21年4月28日 危機管理室長決定）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（22足総災発第71号 平成22年4月19日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（23足総災発第62号 平成23年6月29日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（24足総災発第699号 平成24年8月9日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（26足総災発第146号 平成26年4月16日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（29足危発第444号 平成29年7月14日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（2足危災発第133号 令和2年4月10日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（2足危災発第2690号 令和3年3月3日 危機管理部長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（6足危災発第3034号 令和7年3月21日 危機管理部長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

参集場所	管轄地域
千住庁舎	千住東1・2丁目、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町 千住寿町、千住桜木1・2丁目、千住関屋町、千住龍田町 千住橋戸町、千住緑町1～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町 千住1～5丁目、千住中居町、千住仲町、日ノ出町、柳原1・2丁目
江北区民事務所	扇2丁目、江北1～5丁目、鹿浜1丁目、椿1丁目 堀之内1・2丁目
江南区民事務所	小台1・2丁目、宮城1・2丁目
新田区民事務所	新田1～3丁目
興本区民事務所	扇1・3丁目、興野1・2丁目、本木1・2丁目、本木東町 本木西町、本木南町、本木北町、西新井本町3～5丁目
梅田区民事務所	梅田1～8丁目、梅島1・3丁目、関原1～3丁目 西新井栄町1丁目
中央本町区民事務所	青井1～6丁目、足立1～4丁目、梅島2丁目、弘道1・2丁目 中央本町1～5丁目、西綾瀬1～4丁目、平野1・2丁目
東綾瀬区民事務所	綾瀬1～7丁目、加平1丁目、東綾瀬1～3丁目、谷中1・2丁目 東和1・3・5丁目
中川区民事務所	東和2・4丁目、中川1～5丁目
佐野区民事務所	大谷田1～5丁目、加平2・3丁目、北加平町、佐野1・2丁目 神明南1・2丁目、神明1～3丁目、辰沼1・2丁目 六木1～4丁目、谷中3～5丁目
保塚区民事務所	西加平1・2丁目、一ツ家1～4丁目、東保木間1・2丁目 平野3丁目、東六月町、保木間1・2丁目、保塚町 南花畑1～3丁目、六町1～4丁目
花畑区民事務所	花畑1～8丁目、保木間3～5丁目、南花畑4・5丁目
竹の塚区民事務所	栗原1・2丁目、島根1～4丁目、竹の塚1～7丁目 西保木間1～4丁目、六月1～3丁目
西新井区民事務所	栗原3・4丁目、西新井1～7丁目、西新井本町1・2丁目、 西新井栄町2・3丁目
伊興区民事務所	伊興1～5丁目、伊興本町1・2丁目、西伊興1～4丁目、西伊興町、 西竹の塚1・2丁目、東伊興1～4丁目
鹿浜区民事務所	加賀1・2丁目、江北6・7丁目、椿2丁目 皿沼1～3丁目、鹿浜2～8丁目、谷在家1～3丁目
舎人区民事務所	入谷1～9丁目、入谷町、古千谷1・2丁目、古千谷本町1～4丁目 舎人1～6丁目、舎人町、舎人公園

備考 上記区域は、この要綱に基づく参集場所における管轄区域であり、区民事務所の管轄区域とは一部異なる。

## 第73 足立区防災会議委員名簿

令和8年1月現在

機関名	役職名
	足立区長
区民委員	足立区町会・自治会連合会会長
民生・児童委員	民生・児童委員協議会会長
足立区議会	足立区議会議員
	足立区議会議員
	足立区議会議員
	足立区議会議員
指定地方行政機関	厚生労働省東京労働局足立労働基準監督署長
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長
指定行政機関	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第5中隊長
東京都	東京都第六建設事務所長
	東京都水道局足立営業所長
	東京都下水道局東部第二下水道事務所長
	東京都交通局日暮里・舎人営業所長
警視庁	警視庁第六方面本部長
	警視庁千住警察署長
	警視庁西新井警察署長
	警視庁竹の塚警察署長
	警視庁綾瀬警察署長
東京消防庁	東京消防庁第六消防方面本部長
	東京消防庁千住消防署長
	東京消防庁足立消防署長
	東京消防庁西新井消防署長
消防団	千住消防団長
	足立消防団長
	西新井消防団長
指定公共機関及び 指定地方公共機関	日本郵便(株)足立郵便局長
	日本郵便(株)足立北郵便局長
	日本郵便(株)足立西郵便局長
	NTT東日本東京東支店長
	東京電力パワーグリッド(株)上野支社長

機関名	役職名
指定公共機関及び 指定地方公共機関	東京ガス(株)東京東支店長
	東日本旅客鉄道(株)上野統括センター北千住駅長
	東京地下鉄(株)北千住駅務管区長
	東武鉄道(株)東武北千住駅長
	京成電鉄(株)千住大橋駅長
	首都圏新都市鉄道(株)北千住駅務管理所長
	東武バスセントラル(株)足立営業事務所長
	国際興業(株)赤羽営業所長
	首都高速道路(株)東京東局副局長
	一般社団法人足立区医師会会長
	公益社団法人東京都足立区歯科医師会理事
	一般社団法人足立区薬剤師会災害対策委員長
	公益社団法人東京都獣医師会足立支部防災部長
	一般社団法人東京都トラック協会足立支部長
自主防災組織及び 学識経験者	一般社団法人東京都建築士事務所協会足立支部 副支部長
足立区	足立区副区長
	足立区副区長
	足立区教育長
	足立区政策経営部長
	足立区総務部長
	足立区危機管理部長
	足立区資産活用部長
	足立区施設営繕部長
	足立区区民部長
	足立区地域のちから推進部長
	足立区産業経済部長
	足立区福祉部長
	足立区衛生部長
	足立区環境部長
	足立区都市建設部長
	足立区会計管理室長
	足立区教育委員会教育指導部長
	足立区教育委員会学校運営部長
	足立区教育委員会子ども家庭部長
足立区議会事務局長	

## 第 74 協定・連絡先一覧

令和 7 年 10 月現在

### 《基盤整備》

光通信ネットワークを活用し、河川の情報や洪水時等の情報入手等を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所	H26. 7. 1	危機管理部

### 《相互応援》

被災者の応急救助、復旧及び復興に必要な職員を派遣することや、被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に関して必要な物資の提供などを行う。また、避難者を一時収容するために必要な施設を提供してもらうなど、避難先の確保の目的もある。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	新潟県魚沼市	S61. 9. 1/H17. 8. 12	危機管理部
2	栃木県鹿沼市	S63. 11. 1	危機管理部
3	千葉県鋸南町	H7. 8. 16	危機管理部
4	栃木県那須塩原市	H7. 8. 21/H17. 8. 1	危機管理部
5	埼玉県八潮市	H7. 12. 4	危機管理部
6	特別区	H8. 2. 16/H26. 3. 14	危機管理部
7	栃木県日光市	H8. 2. 19/H18. 12. 1	危機管理部
8	山梨県山中湖村	H8. 2. 28	危機管理部
9	千葉県富津市	H8. 3. 22	危機管理部
10	長野県山ノ内町	H8. 7. 1	危機管理部
11	埼玉県川口市、草加市、蕨市、戸田市	H8. 11. 15	危機管理部
12	日本郵便株式会社 足立郵便局（旧：郵便事業株式会社足立支店）、足立北郵便局（旧：郵便事業株式会社足立北支店）、足立西郵便局（旧：郵便事業株式会社足立西支店）	H9. 9. 25/H19. 10. 1	危機管理部
13	福島県相馬市	H19. 5. 16	危機管理部
14	宮城県美里町	H24. 2. 8	危機管理部
15	岐阜県多治見市	H24. 2. 13	危機管理部
16	持続可能な地域創造ネットワーク（旧：環境自治体会議）	H24. 6. 6	危機管理部
17	茨城県下妻市	H29. 1. 13	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
18	東京都及び都内市区町村	R3. 12. 27	危機管理部
19	警視庁 千住警察署	R4. 1. 31	危機管理部
20	埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	R6. 10. 12	危機管理部

### 《医療救護》

災害時における医薬品等の調達や動物救護活動の要請など、様々な医療救護活動の体制を整える。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	一般社団法人 足立区医師会	S51. 9. 30/H28. 2. 26	衛生部
2	公益社団法人 東京都柔道整復師会足立支部	H3. 11. 22	衛生部
3	公益社団法人 東京都足立区歯科医師会	H8. 8. 12/R3. 10. 8	衛生部
4	一般社団法人 足立区薬剤師会	H8. 8. 30	衛生部
5	公益社団法人 東京都獣医師会 足立支部	H15. 1. 14/R6. 12. 20	衛生部
6	株式会社星医療酸器東京事業所	H18. 10. 16	福祉部
7	アルフレッサ株式会社 足立支店	H26. 8. 1	衛生部
8	株式会社スズケン 城北第一支店	H26. 8. 1	衛生部
9	株式会社メディセオ	H26. 8. 1	衛生部
10	東邦薬品株式会社	H26. 8. 1	衛生部
11	緊急医療救護所を設置する病院[愛里病院ほか 16 病院]	H28. 3. 4/R2. 8. 1	衛生部
12	緊急医療救護所用医薬品の備蓄等を行う病院[愛里病院ほか 15 病院]	H28. 3. 4/R2. 8. 1	衛生部
13	公益社団法人東京都栄養士会	R3. 12. 27	衛生部

### 《応急対策》

災害時における緊急設備の支援や建設資機材等、電力確保のため給電車両の貸与などの確保を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	足立建設業協会	S56. 10. 27	都市建設部
2	東京都管工事工業協同組合 足立支部	H19. 9. 1	都市建設部
3	足立建設業協会、足立区内 4 警察署、3 消防署	H20. 8. 26	危機管理部
4	株式会社似鳥工務店	H21. 3. 24	都市建設部
5	足立区電気工事業協会	H22. 11. 8	都市建設部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
6	首都圏建設産業ユニオン 城北支部	H23. 5. 20	都市建設部
7	東京土建一般労働組合 足立支部	H25. 3. 15	都市建設部
8	足立管工設備協力会	H26. 7. 1	都市建設部
9	東京都電気工事工業組合 足立地区本部	H26. 7. 16	都市建設部
10	株式会社アクティオ	H26. 11. 14	都市建設部
11	東京都印刷工業組合 江北支部 足立地区 (旧:足立支部)	H27. 3. 2	都市建設部
12	公益社団法人東京都隊友会足立支部	H27. 5. 20	危機管理部
13	足立管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合 足立支部、足立管工設備協力会	H27. 6. 9	都市建設部
14	株式会社機電サービス	H28. 3. 24	都市建設部
15	公益社団法人 東京青年会議所、社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	H29. 2. 28	総務部
16	足立解体防災協力会	H30. 9. 28	環境部
17	東京電力パワーグリッド株式会社上野支社	R2. 9. 24/R4. 5. 30	危機管理部
18	トヨタモビリティ東京株式会社	R3. 6. 10	総務部
19	麻生土木株式会社	R3. 11. 24	環境部
20	株式会社クルーズ、株式会社ナックス	R4. 3. 1	環境部
21	中沢建設株式会社	R4. 12. 1	環境部
22	光建興業株式会社	R5. 1. 16	環境部
23	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 ※避難所に関する内容も含む	H24. 1. 1/R5. 2. 1	総務部
24	株式会社ジェイコム東京 足立局	R5. 3. 1	危機管理部
25	株式会社ユース産業	R5. 3. 13	環境部
26	東京二十三区清掃一部事務組合	R5. 3. 27	危機管理部
27	足立成和信用金庫	H28. 12. 9/R5. 11. 20	危機管理部
28	東京マツダ販売株式会社	R6. 9. 27	総務部
29	国立大学法人東京大学	R6. 12. 20	危機管理部
30	全東京葬祭業協同組合連合会	R7. 3. 21	地域のちから推進部

### 《食糧対策》

災害時における食糧の確保を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都米穀小売商業組合足立支部	S55.7.1/R5.11.8	産業経済部
2	東京スマイル農業協同組合	H13.3.29/H19.3.19	産業経済部
3	パルシステム生活協同組合連合会・生活協同組合パルシステム東京 ※帰宅困難者対策に関する内容も含む	H26.1.29	産業経済部
4	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	R5.12.1	産業経済部
5	デリカフーズホールディングス株式会社	R7.7.1	産業経済部

### 《物資供給関係》

日用品や医療品、食糧等の物資の供給を確保することを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	株式会社セレスポ	H9.2.18/H30.2.2	産業経済部
2	足立区商店街振興組合連合会	H14.11.5	産業経済部
3	株式会社サンベルクス	H19.11.1	産業経済部
4	イオンリテール株式会社 イオン西新井店(旧:株式会社マイカル)	H19.11.2	産業経済部
5	株式会社イトーヨーカ堂	H19.11.16/H29.9.19	産業経済部
6	サントリーフーズ株式会社	H19.12.20	産業経済部
7	株式会社ダイエー	H20.1.4	産業経済部
8	ダイドーアサヒベンディング株式会社(旧:アサヒカルピスビバレッジ株式会社)	H22.6.1	産業経済部
9	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H27.11.19	産業経済部
10	株式会社八洋	H29.1.13	産業経済部
11	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	H30.2.9	産業経済部
12	ロイヤルホームセンター 株式会社	H30.5.23	産業経済部
13	株式会社マミーマート	H30.6.12	産業経済部
14	ミアヘルサ株式会社	R2.4.20	産業経済部
15	セッツカートン株式会社	R4.1.31	産業経済部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
16	アキレス株式会社	R4. 3. 28	産業経済部
17	ウチヤマコーポレーション株式会社	R4. 11. 11	産業経済部
18	株式会社コスナカムラ	R5. 6. 30	産業経済部
19	大東建託株式会社	R5. 9. 22	産業経済部
20	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R6. 3. 1	衛生部
21	城北ヤクルト販売株式会社	R6. 3. 1	衛生部
22	株式会社ポストン	R6. 10. 11	産業経済部
23	株式会社新井商店	R7. 2. 20	産業経済部
24	キリンビバレッジ株式会社、東京キリンビバレッジサービス株式会社	R7. 4. 1	子ども家庭部

#### 《燃料関係》

災害における燃料の確保することを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都L Pガス協会足立支部	H10. 10. 30	危機管理部
2	東京都石油商業組合足立支部	H25. 8. 22	危機管理部

#### 《避難所・避難場所関係》

災害における避難場所確保することを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都立足立工科高等学校 (旧：東京都立足立工業高等学校)	H8. 3. 25	危機管理部
2	東京都立青井高等学校	H8. 3. 28	危機管理部
3	東京都立足立新田高等学校	H8. 3. 30	危機管理部
4	東京都立足立西高等学校	H8. 5. 15	危機管理部
5	東京都立淵江高等学校	H8. 6. 25	危機管理部
6	東京都立足立高等学校	H8. 7. 19	危機管理部
7	東京都立足立東高等学校	H8. 7. 19	危機管理部
8	東京都立東京武道館	H10. 10. 1/R4. 5. 31	危機管理部
9	社会福祉法人あいのわ福祉会[足立あかしあ園]	H14. 7. 1	福祉部
10	社会福祉法人あいのわ福祉会[綾瀬あかしあ園]	H14. 7. 1	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
11	東京都中央卸売市場足立市場	H16. 4. 1	危機管理部
12	学校法人東京朝鮮学園・東京朝鮮第四初中級学校	H18. 3. 22	危機管理部
13	社会福祉法人聖風会[千住桜花苑]	H19. 10. 1	福祉部
14	学校法人三幸学園東京未来大学	H19. 10. 1	危機管理部
15	国立大学法人東京藝術大学	H19. 11. 15	危機管理部
16	学校法人足立学園	H19. 12. 20	危機管理部
17	学校法人潤徳学園	H20. 7. 2	危機管理部
18	学校法人帝京科学大学	H22. 5. 26/H23. 6. 1	危機管理部
19	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム 足立新生苑]	H23. 3. 23	福祉部
20	社会福祉法人蒼生会[特別養護老人ホーム さの]	H23. 3. 23	福祉部
21	社会福祉法人白寿会[特別養護老人ホーム プレミア扇]	H23. 3. 23	福祉部
22	社会福祉法人杉の子[特別養護老人ホーム 中央本町杉の子園]	H23. 3. 23	福祉部
23	社会福祉法人ファミリー[特別養護老人ホーム ハピネスあだち]	H23. 3. 23	福祉部
24	社会福祉法人はとせふ[特別養護老人ホーム はるかぜ]	H23. 3. 23	福祉部
25	社会福祉法人健修会[イーストピア東和]	H23. 3. 23	福祉部
26	社会福祉法人ウエルガーデン[特別養護老人ホーム ウェルガーデン伊興園](旧:社会福祉法人武尊会)	H23. 3. 23	福祉部
27	学校法人東京電機大学[東京千住アネックス]	H24. 9. 14	危機管理部
28	老人保健施設 千寿の郷	H25. 3. 22	福祉部
29	医療法人財団厚生協会[介護老人保健施設足立老人ケアセンター]	H25. 3. 22/R5. 7. 1	福祉部
30	医療法人社団福寿会[介護老人保健施設 しらさぎ]	H25. 1. 30	福祉部
31	老人保健施設 レーベンハウス	H25. 2. 6	福祉部
32	(医)成仁介護老人保健施設	H25. 3. 22	福祉部
33	介護老人保健施設 いずみ	H25. 3. 22	福祉部
34	介護老人保健施設 むくげのいえ	H25. 3. 8	福祉部
35	介護老人保健施設 ホスピア東和	H25. 3. 22	福祉部
36	東京拘置所	H26. 3. 17	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
37	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	H26. 3. 31	危機管理部
38	社会福祉法人からしだね[うめだ・あけぼの学園]	H26. 3. 14	福祉部
39	社会医療法人社団慈生会[介護老人保健施設 イルアカーサ]	H27. 3. 24	福祉部
40	社会福祉法人道心会[特別養護老人ホーム ケアホーム足立]	H27. 3. 24	福祉部
41	社会福祉法人奉優会[特別養護老人ホーム 奉優の家]	H27. 3. 24	福祉部
42	社会福祉法人射水万葉会[特別養護老人ホーム 足立万葉苑]	H27. 3. 24	福祉部
43	社会福祉法人桃山福祉会[特別養護老人ホーム ピオーネ西新井]	H27. 3. 24	福祉部
44	社会福祉法人孝慈会[特別養護老人ホーム 古千谷苑]	H27. 3. 24	福祉部
45	社会福祉法人敬仁会[特別養護老人ホーム ル・ソラリオン西新井]	H27. 12. 10	福祉部
46	社会福祉法人敬仁会[特別養護老人ホーム ル・ソラリオン綾瀬]	H27. 12. 10	福祉部
47	社会福祉法人愛寿会[特別養護老人ホーム 紫麿園]	H28. 2. 26	福祉部
48	社会福祉法人長寿村[特別養護老人ホーム 足立翔裕園]	H28. 3. 2	福祉部
49	社会福祉法人長寿村[特別養護老人ホーム 竹の塚翔裕園]	H28. 3. 2	福祉部
50	社会福祉法人足立邦栄会[特別養護老人ホーム さくら]	H28. 3. 4	福祉部
51	社会福祉法人あいのわ福祉会[舎人あかしあ園]	H28. 9. 1	福祉部
52	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム 花畑あすか苑]	H28. 11. 1	福祉部
53	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム六月]	H29. 11. 1	福祉部
54	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム扇]	H29. 11. 17	福祉部
55	株式会社イトーヨーカ堂	H31. 1. 31	危機管理部
56	社会福祉法人清洞会[特別養護老人ホーム レスペート千住]	H31. 2. 7	福祉部
57	ヤマト運輸株式会社 城北主管支店	H31. 3. 26	危機管理部
58	社会福祉法人あだちの里[竹の塚福祉園、竹の塚ひまわり園]	H31. 3. 27	福祉部
59	社会福祉法人あだちの里[綾瀬なないろ園]	H31. 3. 27	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
60	NPO 法人ソーシャルデベロップメントジャパン [FLAP-YARD]	R2. 3. 26	福祉部
61	東京都立花畑学園	R2. 4. 1	福祉部
62	東京都住宅供給公社	R2. 6. 15	危機管理部
63	東京都立江北高等学校	R2. 9. 1	危機管理部
64	株式会社ユキ・コーポレーション[アーバイン東京・上野 北千住]	R2. 9. 1	危機管理部
65	木本製菓株式会社[ホテルココ・グラン北千住]	R2. 9. 1	危機管理部
66	アパホテル株式会社[アパホテル綾瀬駅前]	R2. 10. 1	危機管理部
67	一般財団法人海外産業人材育成協会	R2. 10. 26	危機管理部
68	株式会社ニトリホールディングス[ニトリ環七梅島店]	R2. 10. 30	危機管理部
69	アークランズ株式会社[ビバホーム足立神明店] (旧：株 式会社 LIXIL ビバ)	R2. 11. 5	危機管理部
70	学校法人足立学園[足立学園中学校・高等学校]	R2. 11. 11	危機管理部
71	社会福祉法人あだちの里[江北ひまわり園]	R2. 11. 16	福祉部
72	千住一丁目地区市街地再開発組合	R2. 12. 3	危機管理部
73	学校法人放送大学学園 放送大学東京足立学習センター	R2. 12. 22	危機管理部
74	一般財団法人海外産業人材育成協会	R3. 1. 21	危機管理部
75	国立大学法人東京藝術大学	R3. 1. 22	危機管理部
76	東京都立足立特別支援学校	R3. 2. 15/R4. 2. 1	福祉部
77	株式会社サンベルクス	R3. 3. 15	危機管理部
78	学校法人文教大学学園[文教大学東京あだちキャンパス] ※帰宅困難者対策に関する内容も含む	R3. 3. 17/R3. 5. 24	危機管理部
79	社会福祉法人あだちの里[梅田ひまわり工房]	R3. 4. 19	福祉部
80	社会福祉法人あだちの里[西新井ひまわり工房]	R3. 4. 19	福祉部
81	社会福祉法人あだちの里[西伊興ひまわり園]	R3. 4. 19	福祉部
82	社会福祉法人あだちの里[谷在家福祉作業所・谷在家福祉 園]	R3. 4. 19	福祉部
83	社会福祉法人はなさく福祉会[花畑共同作業所]、特定非 営利活動法人あだち[東六月町作業所]	R3. 5. 19	福祉部
84	学校法人順天学園[順天中学校・順天高等学校新田キャン	R3. 6. 10	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
	パス] ※帰宅困難者対策に関する内容も含む		
85	東京都交通局(日暮里舎人ライナー区内各駅)	R3. 8. 6	危機管理部
86	社会福祉法人幸仁会[ケアホーム花畑]	R3. 8. 24	福祉部
87	株式会社ピーアーク東京[ピーアークピーくんガーデン]	R3. 8. 31	危機管理部
88	社会福祉法人あいのお福祉会[花畑あかしあ園]	R4. 2. 3	福祉部
89	住友不動産株式会社住宅分譲事業本部[(仮称)足立区綾瀬3丁目計画]	R4. 2. 17	危機管理部
90	株式会社メッセインベストメント[メッセ竹の塚ビル]	R4. 3. 28	危機管理部
91	東京都建設局	R4. 3. 31	危機管理部
92	東京都下水道局[中川水再生センター]	R4. 3. 31	危機管理部
93	独立行政法人国立青少年教育振興機構[国立オリンピック記念青少年総合センター]	R4. 3. 31/R6. 8. 21	危機管理部
94	社会福祉法人光塩会[特別養護老人ホーム花ざかり]	R4. 7. 5	福祉部
95	公益財団法人東京都公園協会[都立舎人公園]	R4. 7. 28	危機管理部
96	国立大学法人東京藝術大学	R4. 8. 26	危機管理部
97	社会福祉法人つくしの郷[ハーモニー竹の塚第3]	R4. 9. 15	福祉部
98	社会福祉法人新生福祉会[特別養護老人ホーム新田楽生苑]	R4. 11. 1	福祉部
99	株式会社東京テレポートセンター[台場フロンティアビル、テレコムセンタービル、有明フロンティアビル]	R4. 11. 30	危機管理部
100	東京都[東京ウィメンズプラザ]	R5. 2. 2	危機管理部
101	東京都[東京文化会館]	R5. 2. 2	危機管理部
102	東京都[東京都美術館]	R5. 2. 2	危機管理部
103	東京都[東京芸術劇場]	R5. 2. 2	危機管理部
104	独立行政法人日本スポーツ振興センター[国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター、西が丘サッカー場]	R5. 3. 16	危機管理部
105	独立行政法人日本スポーツ振興センター[国立代々木競技場]	R5. 3. 16	危機管理部
106	学校法人上智学院[上智大学]	R5. 3. 16	危機管理部
107	学校法人早稲田大学[早稲田大学]	R5. 3. 16	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
108	学校法人学習院[学習院大学]	R5. 3. 16	危機管理部
109	学校法人法政大学[法政大学]	R5. 3. 16	危機管理部
110	学校法人中央大学[中央大学]	R5. 3. 16	危機管理部
111	東京都[駒沢オリンピック公園総合運動場]	R5. 3. 16	危機管理部
112	東京都[東京体育館]	R5. 3. 16	危機管理部
113	東京都[東京多摩障害者スポーツセンター]	R5. 3. 16	危機管理部
114	東京都[有明テニスの森]	R5. 3. 16	危機管理部
115	株式会社東京ビッグサイト[東京ビッグサイト、東京ファッションタウンビル、タイム 24 ビル、有明パークビル]	R5. 3. 16	危機管理部
116	学校法人立教学院[立教大学]	R5. 3. 16	危機管理部
117	株式会社東京国際フォーラム[東京国際フォーラム]	R5. 3. 16/R6. 4. 23	危機管理部
118	独立行政法人国際協力機構東京センター[国際協力機構東京センター]	R5. 3. 16	危機管理部
119	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社	R5. 4. 26	危機管理部
120	学校法人明治大学[明治大学]	R5. 6. 29	危機管理部
121	A L C C 東京学院	R5. 6. 30	危機管理部
122	学校法人大正大学[大正大学]	R5. 10. 1	危機管理部
123	アメニス東部地区グループ、公益財団法人東京都公園協会[都立東綾瀬公園]	R5. 10. 6	危機管理部
124	アメニス東部地区グループ、公益財団法人東京都公園協会[都立中川公園]	R5. 10. 6	危機管理部
125	学校法人三幸学園[東京みらい中学校飛鳥未来高等学校]	R6. 2. 22	危機管理部
126	社会福祉法人ひふみ会[陽光]	R6. 3. 1	福祉部
127	学校法人大妻学院	R6. 3. 5	危機管理部
128	住友不動産株式会社	R6. 3. 22	危機管理部
129	学校法人青山学院[青山学院大学]	R6. 4. 8	危機管理部
130	社会福祉法人友興会[特別養護老人ホームグレイスホーム]	R6. 3. 29	福祉部
131	学校法人帝京平成大学[帝京平成大学]	R6. 6. 28/R6. 9. 1	危機管理部
132	学校法人帝京大学[帝京大学]	R6. 9. 27	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
133	国立大学法人東京大学[東京大学]	R6. 10. 9	危機管理部
134	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	R6. 11. 1	危機管理部
135	社会福祉法人桐和会[タムスさくらの杜花畑]	R6. 11. 7	福祉部
136	社会福祉法人桃山福祉会[特別養護老人ホームピオーネ足立]	R6. 12. 20	福祉部
137	東京食肉販売株式会社[トーキョージャンボゴルフセンター] ※帰宅困難者対策に関する内容も含む	R6. 12. 27	危機管理部
138	学校法人日本大学[日本大学]理工学部	R7. 1. 15	危機管理部
139	学校法人日本大学[日本大学]本部	R7. 1. 21	危機管理部
140	学校法人日本大学[日本大学]医学部	R7. 1. 24	危機管理部
141	東京都立小台橋高等学校	H8. 3. 29/R7. 1. 31	危機管理部
142	学校法人日本大学[日本大学]歯学部	R7. 2. 5	危機管理部
143	社会福祉法人愛心会[特別養護老人ホームロイヤル足立]	R7. 2. 7	福祉部
144	学校法人日本大学[日本大学]通信教育部	R7. 2. 13	危機管理部
145	学校法人日本大学[日本大学]文理学部	R7. 2. 14	危機管理部
146	学校法人三幸学園[東京みらい児童発達支援センター]	R7. 6. 20	福祉部

#### 《介護・障がい福祉サービス関係》

災害における介護・障がい福祉サービス等の利用契約を締結している区内の利用者の安否確認と、避難が必要と判断される利用者の避難所その他安全な場所への誘導や、高齢者又は障がい者等に対する日常生活上の支援を行うことを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	株式会社とねりっこ ねむのきケアセンターとねり	R4. 12. 12	福祉部
2	株式会社おとも	R4. 12. 14	福祉部
3	株式会社たいと	R5. 1. 16/R7. 10. 10	福祉部
4	株式会社ユニプラ[訪問介護事業所アップあやせ] (旧：株式会社山王介護センター)	R5. 2. 7	福祉部
5	株式会社ケアろぐ	R5. 5. 22	福祉部
6	社会福祉法人つくしの郷	R5. 5. 29	福祉部
7	一般社団法人つくしの郷	R5. 5. 29	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
8	株式会社ヘルパーズ	R5. 7. 20/R7. 7. 15	福祉部
9	ストレスケアリゾート株式会社	R5. 7. 28	福祉部
10	合同会社むつみあい	R5. 8. 21	福祉部
11	合同会社ゆんたく福祉観光	R5. 10. 31	福祉部
12	社会福祉法人ひふみ会 東光	R5. 12. 1	福祉部
13	社会福祉法人慈光明徳会	R6. 1. 26	福祉部
14	ウコウコヤオ株式会社	R6. 1. 31	福祉部
15	合同会社認知症総合研究所	R6. 2. 16	福祉部
16	株式会社フォーチュン	R6. 3. 22	福祉部
17	株式会社 ST ウィル	R6. 8. 29	福祉部
18	株式会社 KPI	R6. 8. 29	福祉部
19	株式会社ハミングバード	R6. 9. 5	福祉部
20	株式会社日本介護センター	R6. 9. 5/R7. 7. 22	福祉部
21	株式会社リンクスケア ステップぱーとなー西新井大師事業所	R6. 9. 27	福祉部
22	株式会社モノトビ	R7. 1. 27	福祉部
23	Luminous 合同会社	R7. 2. 20	福祉部
24	合同会社 SAWA	R7. 3. 28	福祉部
25	株式会社フォアグリーン	R7. 5. 20	福祉部
26	株式会社 J-NEXUS	R7. 7. 7	福祉部
27	株式会社 K-STAGE	R7. 7. 11	福祉部
28	株式会社エムシーツー	R7. 7. 15	福祉部
29	株式会社志縁	R7. 8. 15	福祉部
30	合同会社オリーブケア	R7. 9. 1	福祉部
31	株式会社ディスカバリープラス	R7. 10. 1	福祉部

### 《帰宅困難者対策関係》

災害時において公共交通機関の機能が停止したことにより、帰宅困難になった人の受入れ先（一時滞在施設）の確保を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	栗駒電気工事株式会社	H25. 12. 20	危機管理部
2	一般財団法人海外産業人材育成協会	H26. 2. 10	危機管理部
3	医療法人社団徳耀会	H26. 8. 6	危機管理部
4	株式会社スギモトホールディングス	H26. 10. 31/R3. 10. 26	危機管理部
5	トヨタモビリティ東京株式会社	H27. 9. 7/R5. 3. 9	危機管理部
6	東京電機大学[東京千住キャンパス] ※ 避難所に関する内容も含む	H28. 5. 20	危機管理部
7	株式会社コンチェルト[コンサートホール北千住店]	H30. 4. 16	危機管理部
8	鈴木通信建設株式会社	H31. 1. 31	危機管理部
9	宗教法人 善立寺	H31. 3. 28	危機管理部
10	千住一丁目地区市街地再開発組合	R2. 12. 3	危機管理部
11	東京東信用金庫	R3. 11. 11	危機管理部
12	足立成和信用金庫	R4. 6. 27	危機管理部
13	A L C C 東京学院	R5. 6. 30	危機管理部
14	株式会社スエヒロ	R7. 1. 31	危機管理部

### 《情報提供関係》

災害時にドローンを活用するなどして、災害時に情報収集に努める。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	NPO 法人デフ・サポート足立（足立区ろう者福祉推進合同委員会）	H9. 2. 7/H15. 4. 1	福祉部
2	株式会社ジェイコム東京足立局（旧：株式会社 J C N 足立）	H17. 9. 27/H24. 11. 1	政策経営部
3	株式会社ジェイコム東京足立局（旧：株式会社 J C N 足立）	H24. 12. 20	政策経営部
4	NTT 東日本株式会社（旧：東日本電信電話株式会社）	H25. 7. 31	危機管理部
5	LINE ヤフー株式会社（旧：ヤフー株式会社）	H26. 10. 1	危機管理部
6	株式会社ジェイコム東京足立局（旧：株式会社ジェイコム足立）	H27. 9. 30	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
7	東電タウンプランニング株式会社東京東支社	H27. 12. 10	危機管理部
8	東京都[り災証明書の発行に係る情報提供]	H29. 10. 6	危機管理部
9	株式会社ドローン・フロンティア	H31. 1. 22	都市建設部
10	株式会社ハミングバード	R3. 8. 30	都市建設部

#### 《生活支援関係》

災害時に被災者支援に関することを目的とする。被災証明、罹災証明、減免手続きの支援等を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	株式会社正丸組、東武清掃株式会社、東栄興業株式会社、株式会社丸三興業、鹿浜興業株式会社、有限会社環境衛生協会	H15. 9. 1	環境部
2	東京都理容生活衛生同業組合足立支部	H18. 4. 18	衛生部
3	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部	H18. 11. 17	衛生部
4	東京都行政書士会足立支部	R1. 5. 7	政策経営部
5	東京消防庁千住消防署、東京消防庁足立消防署、東京消防庁西新井消防署	R4. 3. 1	地域のちから推進部
6	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	R6. 1. 22	地域のちから推進部
7	足立法曹会	R7. 4. 1	政策経営部

#### 《輸送関係》

災害時に被災者や物資等の輸送を行うなどを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都トラック協会足立支部	S57. 10. 1/H25. 10. 8	区民部
2	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	H9. 5. 22	区民部
3	足立貨物運送事業協同組合	H16. 3. 29/H25. 10. 8	区民部
4	社団法人全国霊柩自動車協会	H20. 7. 30	地域のちから推進部
5	東京福祉バス株式会社	H26. 2. 25	地域のちから推進部
6	アカギヘリコプター株式会社	H26. 10. 1	危機管理部
7	トヨタモビリティ東京株式会社[旧: ネットヨタ東京株式会社]	H27. 9. 7	総務部
8	株式会社平成エンタープライズ	H30. 4. 17	区民部
9	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会足立支部	H30. 4. 24	区民部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
10	大成倉庫株式会社	H30. 5. 24	区民部
11	ふじ交通有限会社	H30. 6. 20	区民部
12	株式会社アシスト	H30. 12. 28	区民部
13	有限会社ドリームインキュベーター	H30. 12. 28	区民部
14	ヤマト運輸株式会社城北主管支店	H31. 3. 26	区民部
15	山手観光自動車株式会社	R1. 7. 23	区民部
16	株式会社 I K E D A コーポレーション	R1. 11. 22	区民部
17	伊澤造船株式会社、入舟、大同造船株式会社、高林産業株式会社	R2. 2. 7	区民部
18	東京ワナー観光株式会社	R2. 3. 23	区民部
19	富士自動車株式会社	R4. 3. 31	区民部
20	株式会社朝陽観光バス（旧：有限会社朝陽観光バス）	R4. 5. 20	区民部
21	東京都交通局、株式会社はとバス	R5. 3. 31	危機管理部
22	一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（旧：一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク）	R6. 3. 19	区民部
23	佐川急便株式会社	R6. 3. 29	区民部
24	災害用備蓄包括管理事業共同企業体	R7. 3. 24	危機管理部
25	東京都個人タクシー協同組合足立第二支部	R7. 3. 31	区民部

#### 《水害時個別避難関係》

水害時に避難行動要支援者を避難させることを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	社会福祉法人愛寿会[特別養護老人ホーム紫磨園]	R7. 5. 15	福祉部
2	社会福祉法人東京蒼生会[特別養護老人ホームさの]	R7. 5. 15	福祉部
3	社会福祉法人友興会[特別養護老人ホームグレイスホーム]	R7. 6. 6	福祉部
4	社会福祉法人長寿村[特別養護老人ホーム足立翔裕園]、 [特別養護老人ホーム竹の塚翔裕園]	R7. 6. 6	福祉部
5	社会福祉法人足立邦栄会[特別養護老人ホームさくら]	R7. 5. 15	福祉部
6	社会福祉法人杉の子[特別養護老人ホーム中央本町杉の子園]	R7. 5. 15	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
7	社会福祉法人ウエルガーデン[特別養護老人ホームウエルガーデン伊興園]	R7.6.6	福祉部
8	社会福祉法人健修会[特別養護老人ホームイーストピア東和]	R7.5.20	福祉部
9	社会福祉法人白寿会[特別養護老人ホームプレミア扇]	R7.5.15	福祉部
10	社会福祉法人ファミリー[特別養護老人ホームハピネスあだち]	R7.5.1	福祉部
11	社会福祉法人はとせふ[特別養護老人ホームはるかぜ]	R7.5.20	福祉部
12	社会福祉法人敬仁会[特別養護老人ホームル・ソラリオン西新井]、[特別養護老人ホームル・ソラリオン綾瀬]	R7.5.15	福祉部
13	社会福祉法人桃山福祉会[特別養護老人ホームピオーネ西新井]、[特別養護老人ホームピオーネ足立]	R7.5.15	福祉部
14	社会福祉法人奉優会[特別養護老人ホーム奉優の家]	R7.5.15	福祉部
15	社会福祉法人孝慈会[特別養護老人ホーム古千谷苑]	R7.5.15	福祉部
16	社会福祉法人道心会[特別養護老人ホームケアホーム足立]	R7.6.6	福祉部
17	社会福祉法人射水万葉会[特別養護老人ホーム足立万葉苑]	R7.6.6	福祉部
18	社会福祉法人清洞会[特別養護老人ホームレスパート千住]	R7.6.6	福祉部
19	社会福祉法人幸仁会[特別養護老人ホームケアホーム花畑]	R7.5.15	福祉部
20	社会福祉法人光塩会[特別養護老人ホーム花ざかり]	R7.5.15	福祉部
21	社会福祉法人新生福祉会[特別養護老人ホーム新田楽生苑]	R7.5.15	福祉部
22	社会福祉法人桐和会[特別養護老人ホームタムスさくらの杜花畑]	R7.5.15	福祉部
23	社会福祉法人愛心会[特別養護老人ホームロイヤル足立]	R7.5.20	福祉部